

# 身体拘束ゼロ委員会運営規約

## I. 目的

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者の QOL（生活の質）を根本から損なう危険性を有している。身体拘束によって、高齢者の身体機能は低下し、寝たきりにつながるおそれがある。さらに、人間としての尊厳も侵され、時には死期を早めるケースも生じかねない。当院における**高齢患者の尊厳**を大切にされたケアの確立を目標に、そのための具体的方策について検討する。それにより、患者が安心して入院できることを保障する。**ケアの本質**とは何かを考え、当院理念である信頼と協力に基づき、患者とその家族からの信頼を得られるような病院づくりと、地域医療に貢献できる病院づくりを目指すことを目的とする。

## II. 活動内容

活動は次の事項について行う。

1. 身体拘束の件数とその理由について報告書や電子カルテをもって実態を把握する。
2. 困難事例や身体拘束を回避した事例など様々な事例を共有し、院内の実態を可視化する
3. 高齢者の治療やケア、様々な対応に関わる環境調整やコミュニケーションについて話し合う。
4. 身体拘束の適応と件数について評価する。
5. 医師を含む職員全体へ 2 回/年以上の研修会の企画を行う
6. 会報誌の発行を行う

## III. 組織

1. 医師（宮山整形外科主任部長）
2. 看護部長
3. 看護部副部長
4. 高齢者看護委員会委員長
5. せん妄対策委員会委員長
6. 医療安全管理室室長
7. 病棟リハビリ担当者
8. MSW
9. 薬剤師
10. 管理栄養士
11. 事務職員

## IV. 委員会開催

奇数月・第一木曜日 16時半から

## V. 任期

前条に規定する委員の任期については、特に定めないものとする。但し、人事発令等により変更になった場合は、後任者が引き継ぐものとする。

## 附則

この規定は 2023 年 9 月 1 日より施行する。